

平成23年6月29日

株 主 各 位

東京都豊島区高田三丁目24番1号
大 正 製 薬 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 上 原 明

株式移転に伴う株式のお取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社定時株主総会において、平成23年10月3日（月）を期日として、単独株式移転の方法により当社の完全親会社となる「大正製薬ホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）を内容とする株式移転計画のご承認を決議いただきました。

つきましては、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式0.3株を割当交付させていただくこととなりますので、そのお取扱いについて下記のとおりご案内申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、持株会社の普通株式をお受け取りいただくにあたって、特段の手続は必要ございませんことを申し添えます。

敬具

記

1. 持株会社の普通株式の割当方法について

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株主の皆様に対し、ご所有の当社の普通株式1,000株につき、持株会社の普通株式300株の割合をもって割当交付いたします。

（ご参考）

現在ご所有の当社の普通株式に持株会社の普通株式がどのように割当交付されるかについては、次の例をご参照ください。

<例1>1,000株ご所有の場合

割当比率の0.3を乗じ、持株会社の普通株式300株が割当交付されます。

<例2>1,054株ご所有の場合

割当比率の0.3を乗じると316.2株になります。この場合は整数部分の持株会社の普通株式316株が割当交付されます。

端数部分の0.2株につきましては、端数株式の処分代金を現金にてお支払いいたします。詳細は本書第5項をご参照ください。

また、持株会社の普通株式の単元株式数（売買単位）は100株となる予定であることから、これに満たない16株については市場での売買ができません。100株に満たない株式を単元未満株式といいますが、そのお取扱いについては、本書第4項をご参照ください。

2. 持株会社の普通株式の割当結果について

持株会社の普通株式の割当結果につきましては、平成23年11月上旬に発送予定の「株式移転手続完了のお知らせ」にてご連絡させていただく予定です。

3. 株式移転の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株 式 の 流 通
平成23年9月28日(水)	当社の普通株式上場廃止日	平成23年9月28日(水)からは当社株式の東京証券取引所での売買はできません(当社の普通株式を売買できる最終日は平成23年9月27日(火)となります。)
平成23年10月3日(月)	株式移転の効力発生日 (本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の当社株主の皆様に対し、持株会社の普通株式が割当交付されます。) 持株会社の普通株式の上場予定日	平成23年10月3日(月)から持株会社の普通株式を売買できることとなる予定です。
平成23年11月上旬	「株式移転手続完了のお知らせ」発送(予定)	

4. 単元未満株式のお取扱いについて

単元未満株式につきましては、以下のとおりお取扱いいたします。

(1) 単元未満株式の買取り

当社の単元未満（1,000株未満）株式および持株会社の単元未満（100株未満）株式の買取請求

年 月 日	買 取 請 求 の お 取 扱 い
平成23年9月26日(月)まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。 お取引の証券会社等にてお手続きください。
平成23年9月27日(火)から 平成23年9月30日(金)まで	この期間中は受付を停止いたします。 当社の普通株式の上場廃止に伴い、東京証券取引所での当社の普通株式の売買が停止されること、ならびに、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程第69条および株式等の振替に関する業務規程施行規則第89条により、振替機関による買取請求の取次ぎが停止されるため。
平成23年10月3日(月)から	持株会社にて定められる予定の「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。 お取引の証券会社等にてお手続きください。

なお、証券会社等の口座管理機関においては、個別に前記の期間と異なる取次停止期間を設定する場合がございます。詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

(2) 買取単価について

買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日における東京証券取引所の最終価格（終値）となります。

※特別口座（証券会社等において株式を管理していない場合）にて管理されている株式につきましては、前記手続は特別口座の口座管理機関であります三菱UFJ信託銀行にてお取扱いいたします。お手続にあたりましては、後記のお問い合わせ先までご照会ください。

5. 端数株式の処分代金のお取扱いについて

割当計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、法定の手続により端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の株式を売却処分し、現金にて精算させていただきます。詳細は、平成23年11月上旬に発送予定の「株式移転手続完了のお知らせ」にてご連絡させていただきます。なお、端数株式の処分代金のお支払時期は平成23年12月上旬を予定しております。

以上

※本ご案内は平成23年3月31日現在の株主名簿に記録された株主の皆様にお送り申し上げております。既に株式を売却されている場合はお読み捨てくださいますようお願い申し上げます。

【株式の一般的な事務に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
郵便物送付先および電話お問い合わせ先	東京都江東区東砂七丁目10番11号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話0120-232-711（フリーダイヤル）

【特別口座に関するお問い合わせ先】

特別口座 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
郵便物送付先および電話お問い合わせ先	東京都江東区東砂七丁目10番11号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話0120-232-711（フリーダイヤル）